

球磨村告示第5号

令和7年第1回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年2月5日

球磨村長 松谷 浩一

- 1 期 日 令和7年2月12日
 - 2 場 所 球磨村議会議場
-

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君	西林 尚賜君
宮本 宣彦君	板崎 壽一君
東 純一君	嶽本 孝司君
舟戸 治生君	高澤 康成君
田代 利一君	

○応招しなかった議員

令和7年 第1回 球磨村議会臨時会 会議録(第1日)

令和7年2月12日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和7年2月12日 午前11時25分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第4 議案第1号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第5 議案第2号 工事請負変更契約の締結について(亀割川河川災害復旧工事(令和4年7月災))
- 日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について(村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事)
- 日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について(神瀬地区避難地造成工事)
- 日程第8 議案第5号 工事請負変更契約の締結について(神瀬地区小規模住宅地区改良工事)
- 日程第9 議案第6号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第4 議案第1号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第5 議案第2号 工事請負変更契約の締結について(亀割川河川災害復旧工事(令和4年7月災))
- 日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について(村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事)
- 日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について(神瀬地区避難地造成工事)
- 日程第8 議案第5号 工事請負変更契約の締結について(神瀬地区小規模住宅地区改良工事)

日程第9 議案第6号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

出席議員（9名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	7番 嶽本 孝司君
8番 舟戸 治生君	9番 高澤 康成君
10番 田代 利一君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子	書記 野々原真矢
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薨 宏君
教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	大岩 正明君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	高永 幸夫君	農業委員会事務局長	木屋 正行君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

午前11時25分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第1回臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回球磨村議会臨時会を開会いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、5番、東純一君、7番、嶽本孝司君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3. 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。令和7年第1回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第1回臨時会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時会では、報告1件、議案6件を上程させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、上程いただきました報告第1号専決処分の報告についてご報告を申し上げます。

令和11月21日午後2時20分頃、村道第2田代線で発生した車両損害賠償事故に関する和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分事項でございます。

本件は、球磨清流学園北校舎石垣の除草作業を行うため、公用車を空き地に駐車しておりましたが、隣接した場所で工事が行われており、工事車両が侵入するために公用車の移動が必要となったため、車両を後退しようとしたところ、停車していた岡本綾子氏所有の車両に接触し、車両後部に損害を与えた事故でございます。この件につきましては、村の過失割合が100%として決定され、被害者の岡本綾子氏に車両損害賠償金として24万1,641円を支払うことにより示談が成立いたしました。これを受け、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を決定し、和解する専決処分を令和6年12月27日に行ったところでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 報告が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 執行部のほうにお尋ねしたいんですけど、職員あるいは今回の件に関しても、始末書っていいですか、そういうものを提出するというか、そういう規定というんですか、そういうものがあるかないか、なければ今後そういうのが必要じゃないかというふうに思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） これは、委託契約の中でそういった事故等があったときには報告を、その顛末等を含めたところでの報告を求めているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 始末書についてはそういうのを取るとか、そういうのを役場の中ではあるものでしょうか、ないものでしょうか。これ、一社の問題だけじゃなくて役場の職員であつてもですね。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 事故報告におきまして、その顛末等を記載し、今後の注意等を記載して提出するようにいたしております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。先ほど全協の説明の中で、工事車両が進入をしようとしたところを、この車が、うちの公用車がバックをして岡本氏の車に追突ということでございます。この和解の賠償は分かります。

岡本氏とうちの中での和解ということでございますけども、工事現場に、ここは村道でございますので、公道でございますので、そのときに工事車両とこの乙車、乙車といいますか、うちの公用車、この関係、交通事故等々も含めこの車両を使用したというような後方確認が不足をしとったかもしれませんけども、そことの何かいろいろ協議といいますか、何かあったんでしょうかどうかをお聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 当日は、警察のほうにも連絡しまして、その現場を確認いただいたところですけども、工事車両等の関係については触れられていないところがございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。この交通事故の状況については説明をいただいておりますけども、資料1の①で図面を、状況を書かれておりますけど、そもそもこの工事現場入り口、水利施設ということで村有地になろうかと思うんですけども、この乙車、つまり岡本さんが止められていたこの敷地の利用について、ここに多分、不定期なのか定期的なのか分かりませんが車が止まっているんですけども、民有地なのか公有地なのか、もし公有地であればその使用願

とか出ているのかどうか、その確認が分からなかったのでご質問いたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 申し訳ございません。この土地の所有について確認はいたしておりますけれども、車とかが常時止められておるんですかね、等については把握していないんですが。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 誰とは言えないんですけども、個人の方がそこ止められているのを見かけるものですから、もし仮にここが村有地であるとすれば、やはりこういう工事が発生する場合に支障を来すということで、今回の事故も発生したということだと思いますので、どうかその辺の所有のところ、それと管理のところについては、この場合も含めてなんですけど、いろいろ今後そういう事故があったとき、本当に村有地、村道等で起きた事故なのか、もしくは私有地の中に入り込んで起きた事故なのかとかいうようなことで状況が変わってくると思いますので、どうかその辺の把握といいますか、も含めた上で交渉にあたるべきじゃないかと思いますので、その点を確認いたしました。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） その辺確認不足もございました。今後におきましてはそういったところも含めて対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） いろいろ和解もされておりますけれども、事故があり過ぎますよ。忘れないうちに。あるたびに今後は注意します、注意します、その言葉だけですよ。ちょっとしたことですよ。不注意、村長いかがですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 議会のたびに、本当に田代議員のほうからそういうご指摘をいただいておりますけども、本当に事故をなくすためにどうすればいいのかというのは、なかなか難しいところはあると思いますけれども、私達にできることというのはしっかり事故を起こした本人、そして受けておられる一社にしっかり事故防止のために取り組んでいただくこと、そしてこういう私達自身もやっぱり自覚を持って運転をするということだろうと思っております。ほかにどういうことができるかというのは、しっかりまたみんなで考えて事故防止に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 前柳詰正治村長のときに、労務班が川島線でショベルが落ちた

ですね、ショベル。こっちから言わなければ教えられなかったですね。黙っておったですよ。危ない事故やっただですよ。そのときに柳詰村長は、もう小さいことでも我々に連絡すると答弁をいただきました。この事故も11月の21日ですね。12月議会でこういうことがあったと報告はなぜできなかったのか。今、和解中ですよと。総務課長。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 大変失礼しました。そういった事故等につきまして、今回のことにつきましてはいろいろ示談等のこともございまして、12月の議会では報告することができませんでした。今後におきましては、そういったところの対応についても、逐次報告できるものについては報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。先ほどからもう言われていますが、一社に対しての貸付けの車の問題で、4台貸付けしてあるって、貸出しをしてあるということで、今度の場合は任意保険で和解をしたということですが、一社からの何かの賠償というの、和解でなくて何かを求めたとか、それと私が思うのは契約書、契約書がありますよね、ただしね。賃借料か何かで契約してあるかもしれませんが、その分の契約書を開示できますか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 議員おっしゃるとおり4台を、これは路線の保持と後は景観整備ということで2台ずつ、自動車賃貸借契約書の中で契約をさせていただいております。これにつきましては、大丈夫かと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 関連で、宮本議員が言われましたけども、これ除草作業は石垣の除草作業だったと思います。私、あそこを歩いてみてですね。大体、ここがいろいろの離合場所であって、ここに止める自体がおかしかったと思うんですよ。このときには下のどこかの会社が河川工事をやっておったから、ここのところは本当に車が離合するにもがちゃがちゃなっておるところに、こうやって止めてするなんていうのも、送り迎えの学校関係で行かれる人達なんかも、そこところは狭いところで相当迷惑をかけたと思うんですよ。そういうところ、これはもう終わったことであって仕方がないですけど、こういうところを今後もし何かがあったとすれば、いかなることでもあるので一社だけじゃないかと思えますけども、こういうところの駐車、駐車停車というのをもう本当に断ってほしいというか、強くやめてもらうように指導していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 事故の件も含めまして、そういったところにつきましても十分注意するように指導を行っていきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第1号についての報告を終わります。

日程第4. 議案第1号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第1号人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第1号人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本村が加入しております人吉球磨広域行政組合では、設立時から広域にわたる総合的な計画の策定、並びに広域行政事務の実施及び連絡調整に関する事務を担っており、平成元年度には旧自治省の広域行政推進の一環として、広域にわたる総合的な計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域活性化、高度情報化及び知的活動環境の向上事業に関する事務が、本組合の事務として追加されました。

平成20年度に国の広域行政圏施策が廃止され、令和2年度には本組合のふるさと市町村圏基金が廃止されましたが、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会へ職員を派遣する根拠として、規約において存続させていたところでございます。今般、令和5年度をもって当該協議会への職員派遣が終了したことから、これらの事務を廃止する規約の変更を行うものでございます。地方自治法290条の規定により、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは加入する関係団体の議会の議決を得る必要がございますので、今回の臨時会において議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ありませんか。異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第2号 工事請負変更契約の締結について（亀割川河川災害復旧工事（令和4年7月災））

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第2号工事請負変更契約の締結について（亀割川河川災害復旧工事（令和4年7月災））を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第2号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和5年第8回球磨村議会臨時会において議決いただきました亀割川河川災害復旧工事（令和4年7月災）において、契約金額を2万1,949円減額し、7,653万8,051円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、現場にある巨石等の影響によってコンクリートブロック積みの施工面積が減少したことなどによる減額でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第3号工事請負変更契約の締結について（村道渡

大槻線緊急自然災害防止対策工事)を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第3号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和6年10月16日に随意契約により3,157万円で、肥後木村組株式会社と契約締結をした村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事において、契約金額を3,235万7,933円増額し、6,392万7,933円に変更するにあたり、変更契約の予定価格が5,000万円以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、令和2年7月豪雨災害で被災し、熊本県の権限代行工事で災害復旧工事中の村道渡大槻線に隣接する箇所、既設モルタル吹付工に多数のクラックが確認され、崩壊の危険性があることから、モルタル吹付工で対策することとしておりました。しかし、令和6年11月の降雨時に拡大崩壊したため、熊本県と対策工法に関する検討を行い、地山を安定勾配で掘削し、現場吹付法砕工による法面対策で方針を固めたことから、今回対策工法の変更に伴い増額となるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(舟戸 治生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。質疑ございませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員(1番 永椎樹一郎君) 1番です。提案理由でもございましたように、令和6年の10月16日に随意契約でこの3,000万円まず、当初が3,235万円の工事を随意契約をされたという、随意契約にされた理由等々をお教えてください。

○議長(舟戸 治生君) 建設課長、毎床公司君。

○建設課長(毎床 公司君) お答えします。

本現場で随意契約にした理由ということで、熊本県の代行の工事で肥後木村組さんが入っておられて、実際施工されておって災害、熊本県と合わせるっていったらあれなんですけど、同じ業者での施工でないとこの箇所ってというのが難しいというのもありまして、仮に入札した場合に違う業者が入ってきたときに、ちょっと調整のほうもできないということで随意契約といたしました。

○議長(舟戸 治生君) ほかにございませんか。4番、板崎壽一君。

○議員(4番 板崎 壽一君) お尋ねします。

この上程で林道大槻線に隣接する箇所、既設モルタルに対するクラックが確認され崩壊の危

険性があることからということで、これいつ頃からこういうことがあったか、何かの工事でこういうクラックなんかが発生したのかというのは分かりますか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

現地においては、全協でも説明いたしましたとおり、災害復旧においては実際に崩壊した箇所ってというのが令和2年災、令和2年の段階で確認されておりました。その後で、既設のモルタル吹付工がしてあった箇所で、そこにクラックってというのはそれ以前も確認はできておりましたが、ただ災害に至るまではいなくて、県の代行工事のほうでは当初被災した最小限度箇所の被災ということで、その後、拡大崩壊というのは令和6年の11月の降雨によって拡大崩壊したとなっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（神瀬地区避難地造成工事）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第4号工事請負変更契約の締結について（神瀬地区避難地造成工事）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第4号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和6年第6回球磨村議会臨時会において議決いただきました神瀬地区避難地造成工事につきまして、契約金額を310万2,815円減額し、8,539万2,185円に変更いたしたく地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、発生土搬出先の変更による減額、支障木伐採の追加による増額などにより、合算の結果、減額となるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。
ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。建設課長にお尋ねをいたします。

今、私も現場に行って、村道側から見たところをいいます。避難地を今造成をして、そして上原谷川がここにございます。上原谷川とその残地といいますか、側ほうの残地が残るんですね。太い巨石があって、段々畑になりちょっと斜めになっているんですけども、あそこはそのままなんですか。

避難地の施設というのは分かりますよ。造成というのは分かりますが、こちらのほうに水路等々を、ボックスカルバートじゃないですけど、U字工のちょっと大きいのを入れてあるんですけども、その先のほうというのが、そのまま残るのかどうか。今後計画を、もしあるのかどうかちょっとお尋ねをしたいと。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 現地の上原谷から造成地までの間になるかと思いますが、私のほうで詳細把握しておりませんが、行き来できる道はできてというところで、それ以外の残地については確認が必要だと思います。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 村長をお願いをしたいと思うんですけども、いつまでもあそこに避難路、上原のほうから谷を渡ってということで、今あそこに砂防工事が、大きい砂防工事をしてある程度もう終了というような形になっております。今後、やっぱりいつもおっしゃっている上のほうからの避難をされる方が、やっぱりどうしてもこう行くのにはということで、2メートルぐらいの道といいますか、途中川がありますから、先ほど課長が言われましたように上原谷川が走っておりますので、あそこにボックスカルバートの的なことを入れてじゃないとちょっと橋を渡れませんので、やっぱりどうしてもあそこ避難路をとということであります。

私も現場に行きましたときに、残地ということで残っておりますので、地権者の方はいつでもあそこはいいということでお話はさせていただいておりますので、今後、この避難地、造成工事は分かるんです。これで分かるんですが、今後の工事としてまた住民等々のご意見も踏まえながら検討いただければと思いますので、村長、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今の永椎議員の話は、恐らくあそこが計画が立つ段階でいろんなご意見があったと思いますけども、そこについてはまだ今の段階では何ともお答えはできませんけども、将来にわたってはしっかり地元の人と協議をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。今回の請負工事の変更ということで、その要因は発生土の搬出先の変更、支障木の伐採ということなんですけども、この搬出土の搬出先変更ってどこからどこに変わったんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 発生土の搬出先の変更ということで、当初は金橋商会跡地、そちらのほうに持っていくような計画でございましたが、今回の変更のほうで松本地区と球泉洞の旧道のほう、あそこが若干土砂が入れるというところが確認できましたものですから、そちらのほうに変更としております。距離自体も大分短くなっているような形になっています。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 持ち出し先が変更になったということで、これ神瀬も同じことだと思いますけども、国道のほこりだとか、散水車によって汚れるという苦情が相当多いわけですよ。神瀬もそうです。渡もそうです。皆さん多分、通っていらっしゃれば皆さん車は汚れるんだと思います。特に住んでいらっしゃる方、洗濯物も干せない、窓も開けられない。そういう状況です。村にそういう苦情が来ていませんか。直接国交省あるいは熊本県あたりに電話をされている方がいらっしゃいますけども、そういう対応をどういうふうにされているのか、お願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

国道のほこりについてということで、先月末ぐらいからだったですか、特にひどくなったようなことがございまして、建設課のほうにもそういったご意見等は届いております。

建設課といたしましては、国、県のほうに今主に仮置き、土砂の仮置き場からダンプがちょうど雨の日等に通行することによって道路に土砂がこぼれるというか、かなり多くの、国道に土砂がたまっておりましたので、乾燥すればすれば舞ってほこりになるということで、散水車等を以前からこまめには導入のほうをさせていただいておりますが、その後でのまた意見がございましたので、例えば土砂の仮置き場から出るところにプールとか造れないかというようなことで、村からも要望のほうはいたしております。

あと、個人さんで直接、国、県のほうに連絡されたという情報も、役場のほうには一応入っておりますので、それを踏まえて一応国県のほうには要望のほうをしておる次第です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 相当な苦情が来ているんだと思います。散水をして、やっぱり車道と歩道の間にあれだけ泥を積んでいけば散水しても同じなんですよね。だから、一度大々的

清掃をしていただいてやる。今日あたりの雨で大分流れる部分もあろうかと思えますけども、しっかりと、道路管理者は熊本県になりますか、その辺にしっかりと話をさせていただいて、早急な対応をお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 今の関連にして、友尻の国交省のかさ上げの関係でもですが、球磨橋の中央線が全然もう、前から駐在所にも言っているんですけど工事、今もずっと迂回路をしてそのまま回ってこられますよね。主に老人の方が真ん中を走ってこられるときが多いものですから、球磨橋に、駐在所にも言っているんですけど、中央線を引いてもらうようなことを、そういう話は出ていないですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 球磨橋の中央線につきましても、建設課のほうにご意見のほうは届いておりますので、その件につきましては国県のほうにおつなぎをしているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（神瀬地区小規模住宅地区改良工事）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第5号工事請負変更契約の締結について（神瀬地区小規模住宅地区改良工事）を議題とします。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第5号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和6年第9回球磨村議会臨時会において議決いただきました神瀬地区小規模住宅地区改良工事につきまして、契約金額を603万1,110円減額し、8,526万8,890円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、当初設計の際の過誤計上によるあずまやの数量の減、駐車場のアスファルト舗装面積の減、消防用コンクリート柱の追加、水道引き込み箇所の減などにより、合算の結果、減額となるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 5番です。契約金額が約600万円ほど減額になっております。

減額の内容について提案理由のところで水道引き込み箇所の減とかいろいろ書いてありますけれども、この変更になった内容について、あと少し詳しく教えていただければありがたいと思いますけれども。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

変更の内容の詳細についてということですが、施設整備についてはあずまやの過誤計上がございます、舗装工につきましては現地内でみんなの家の建設予定の箇所が、みんなの家とあと消防の格納庫ですか、それがございます関係で、その分をまだ建設がこれからというところで、その分の取り付けのところまでの舗装を一部減、もともと施工する予定でしたが、その分を取りやめております。

消防へのコンクリート柱につきましては、追加のほうとしておりまして、みんなの家関係での水道の引き込みのほうは、こちらのほうの設計、もともと見ていたんですが、そちらのほうは消火栓がございますものですから、そちらのほうからの引き込みに変更になったもので、うちのほうでわざわざ引き込みをする必要がなくなったということで減額のほうを計上させていただいております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 先ほどの説明でありました水道の引き込みあたり、そことみんなの家の計画をしていたけれどもそれが今ない、ないというか、そのような関連で箇所の減になっているということなんですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） みんなの家の計画自体はあります。施工自体がうちの今回の工事よりちょっとずれる関係で、その分の施工を取りやめている次第です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今、東議員と関連なんですけど、課長、あずまやの数量が減という

ことでありましたけども、具体的にあずまやが、公園ございますよね、公園、くすのきの。あの公園にあずまやといいますか、休憩をする公園ですので、そういうのをとということで要望等も上がっておったんだらうと思うんですけども、数量が減になったのか、あずまや自体の造りが、あるんだけど小さくなったのか、規模が。具体的にそこを教えていただければと思いますが。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） あずまやの経緯につきましては、こちらのほうの当初の設計の段階で計上が、もともとあそこ1基のあずまやの計上だったんですけど、そこでうちのほうの中身の数量が2基になっておりまして、その分でのうちの過誤という計上になっておりましたので、その分の減額ということで、あずまや自体の規模自体の縮小とかそういったものではございません。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 課長、当初、私の頭の中に2か所凶面を見たときに、じゃなかったですか。あずまや、違ったですか。1か所だけですか。設計の段階で2か所そうみておったということだったんですか。間違いでしたと。間違っておってもらってよかったんですが、そういうことで分かりました。2基計上しておったんだけど、本当は1基だけだったということですね。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第6号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第6号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第6号令和6年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出では国の補正予算成立に伴い、物価高騰の影響を受けている村民や事業者に対する支援を行うための補正予算を計上しております。予算書9ページの物価高騰対応重点支援地方創

生事業費では、主なものを申し上げますと、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担を軽減するため、令和6年度の住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付を行います。

加えて、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり2万円の追加給付を行うこととし、関連費用を計上しております。また、令和4年から続く第4弾となります暮らし応援商品券事業に係る予算を計上し、1人当たり1万円分の商品券を配布することで、物価高騰の影響を受けた村民や事業者に対し支援を行います。

さらに、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている家庭の電気料金の負担軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量を削減するため省エネ性能の高い家電製品の買い換え費用の一部への補助を行います。そのほか観光施設、商工業者、農業者等に対しましても支援を行うこととしております。

予算書10ページの山村振興対策費では、1月から村直営としている一勝地交流センター「かわせみ」において、従事している職員の勤務シフトを円滑に行うため、人件費を増額しております。

次に、公民館費では、市や公民館の施設修繕に係る補助金を計上しております。

次に、農業用施設災害復旧費では、国の遊水地事業による農地の代替地としていた尾緑地区において、今春からの営農再開を支援するため、地の内水路サイフォン部分に堆積している土砂の撤去に係る費用を計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金を事業費に合わせて補正するとともに、一勝地交流センター温泉利用料、普通交付税、繰越金等を追加しております。このようなことから6,641万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ63億7,220万5千円とする予算を編成したところでございます。

また、物価高騰対応重点支援地方創生事業費では、年度内の執行が完了できないものが見込まれておりますので、第2表で繰越明許費としてご提案を申し上げます。

なお、第3表にお示ししておりますとおり、債務負担行為補正については学校施設整備基金構想策定事業を追加し、期間を令和6年度から令和7年度までとしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。全協の折にお話をしましたけども、総務課長が答えていただけませんでしたので、産業振興課長になるかと思いましたが、農業者等物価高騰対策支援事業補助金ということで、30事業者の5万円で150万円ということだと思いましたが、今現在農業認定者、何件、そして等ということではほかの事業者もいらっしゃるかと思いましたが

も、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、高永幸夫君。

○産業振興課長（高永 幸夫君） 物価高騰対策ということで今回、球磨村認定農業者等物価高騰対策支援補助金ということで、本議会でお認めいただいた場合には、今後要項を定めることといたしております。

現在の認定農業者経営体は21経営体ございます。そして、それプラスアルファ、地域農業を支える農業関連団体ということで、農業法人または農業生産組織、例えば担い手である農事組合「球米」であったりとか、一勝地果実協同組合であったりとか、そちらを想定しているところでございます。かつ、今回繰越をさせていただくということで計画をしておりますが、新たに認定農業者になる方についても、今計画をしております、今年の4月から9月までに村の認定を受ける認定農業者につきましては、そちらも対象としたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 認定農業者の戸数等、分かりましたけども、認定農業者には2年前にも10万円ほど支援をされたんだと思います。それと、先ほど農事法人組合ということも出てきましたけども、そこも何千万単位で支援をされているかと思えますけども、いいんですよ、支援をされても。ただ、一般の農業をされている方、私もそうですけども、そういう人達の支援というのは何にもないわけですよ。

だからそういうところにも、たまにはというか、支援は必要なんだと思います。このままもう何もしていかないと、耕作放棄地が増えるだけなんです。だから、そういったところも検討していただければなというふうに思いますので、村長、このことについてどうお思いでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回のこの補助に当たっては、ある程度一線を引かなければいけないということで進めております。ですから、先ほど課長が答弁したように、今回は先ほどの範囲の中でやっていきたいと思っておりますけども、今、西林議員が言われるように、今後の球磨村の農業を考えたときに、大きな課題がそこにあると思いますので、そこについてはまたどういうやり方があるのかというのはしっかりと考えた上で、皆さんと協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 予算書10ページの振興対策費、「かみせみ」の人件費についてお尋ねしたいと思います。

村長は12月議会では「かわせみ」は11月から直営であるから、5名ということで、我々には説明があったような気がします。5名ですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回6名採用させていただいております。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 何で1名増やされたのですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回募集をかけたときに、6名の方が応募をしていただきました。これから「かわせみ」の事業を進めるにあたっては、できるだけ早くレストラン等もやっぱり開けていかなければいけない。いろんなことを考えたときに、5名でできることというのはなかなか温泉運営ぐらいしかできないので、ですから1名追加をさせて採用させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 例えば、10名申し込みがあれば10名入れますか。こういうときですよ。今、風呂に私はしょっちゅう行きますけれども、村長から聞く前に村民の方から聞いたんですよ。1名増えただけでね。まだ軌道にも乗っていないんですよ。今、お風呂に私もしょっちゅう行きますけれども、2時から3時は1人、2人ですよ。それなのに1人追加って。

いろいろな面では削除されておりますけれども、新しく1人入れたって。それよりも早く料理長あたりを探すのが先じゃないですか。軌道に乗ってからでいいんですよ、1人入れるのは。私は納得しません。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） それぞれの考え方はあると思いますけれども、今回球磨村在住の方がお一人、これまで「かわせみ」に勤めていただいていた方以外に応募があったということで、村民の雇用にもつながったということで1つは考えております。

そして、先ほど申しましたように、できるだけ早くほかの部門も開けていきたいという思いがございましたので、そのためには1名追加をさせていただいたということ。そして、今後の、先ほど言われましたけども調理人、調理人といいますが、調理人等につきましても、今後のまずは「かわせみ」をまた指定管理で出すのか、直営であるのか等の議論も必要かと思っておりますので、そういったところを踏まえたところで、今後はしっかりと、執行部でももちろん話していきましても、いろいろ決める際には議会の意見も聞いてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 議会の意見を聞かずに入れているでしょうが、それぞれ考え方が違うって、それは納得しませんよ、村長。今はないんですよ、仕事がまだ。受付におられるぐらいですよ、仕事は。ほかに掃除がありますけれども、それ1人追加で6人って、村民には納得されませんよ。再度聞きます。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 繰り返しになりますけども、「かわせみ」の事業内容については、ただいま本当に温泉だけということでございますけども、これを私達としては1日も早く違う部門も再開させていきたいという思いがあつての6人採用でございます。

ですから、その辺は私の判断で6人に1人追加をさせていただいたところでございますけども、あとはいつ次の手を打っていくかというのは、今、執行部の中でもしっかりと検討をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。8ページでお尋ねをいたします。

今、田代議員からございましたように、「かわせみ」の1人の会計年度任用職員の報酬等々が65万9千円組んでございます。その財源が温泉使用料65万9千円、そのままなっておりますが、この根拠を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

12月の補正予算で直営ということで、歳入の見込みを3か月で250万円というような見込みをしております。収入がちょっと下がるのではなかろうかというところで83万3千円、平均の金額で計上をさせていただきました。実際のところ、令和5年度でも大体100万円を超えるぐらいの温泉の利用があつておまして、今回1月分の調定額を確認しましたところ、142万4千円ありましたので、結構60万円近く上がってきております。予定よりも、平均額よりも多く入ってきたような形でございます。

2月、3月におきましても、2月は若干お客さんが減ったにしても79万7千円、それから3月では93万8千円ぐらいは大体いくのではないかとこのところで見込んで、歳入増をしておるといふような状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 先ほど田代議員から申したように、村長から1月の4日の日、成人式が開催されたときに、1人入れたからというふうなことでお話があつたように記憶しており

ます。

そのときに、いろいろあるでしょう、来れば全部入れるのかとか、その人が適当でシフトとの関係でということであるんでしょけれども、私がやっぱり補正を組まないといけないというようなことも言いました。というのは、5人分しか組んでないのに6人入れれば足りませんよね。

それは、この時期でもなくても、3月のときに6人分の給料は5人分が1月、2月、3月で組んであるんですから、それから支払いをしとって、足りない分が必ず出てきたときに、先ほどあった温泉の利用料もこの65万9千円していますが、1月を見ただけで、まだ締めただけで2月、3月ならないと分からないのにこの65万9千円をポンと出して、ただ数合わせのように会計年度任用職員の給与に数合わせ的に、利用料をしているぐらいにしか見えないんですよ。

だから、何を言いたいかといえ、補正はそれはしなきゃいけないと思います。5人しか組んでないのを6人雇われたならば1人分は組むんですけども、今の時期じゃなくて、やっぱり最終的なちゃんとした見積り、根拠がないと、やっぱり予算というのは、そこまで足りないからすぐというか、緊急的に補正予算という意味合いが、やっぱり緊急的に、先ほどありましたように緊急対策ですか、ような物価高騰をするからというなら分かりますけども、なかなかそこを根拠というか、それがなかなか薄いような感じがしますので、65万9千円をただ会計年度任用職員のいろんな人件費等々をするのに、温泉利用料を合わせ付けたようにしか見えないものですから、そこをちょっとお伺いしたいと思いますけども、財政に詳しい田中審議監、どのようにお思いなのか。

○議長（舟戸 治生君） 政策審議監、田中真一郎君。

○政策審議監（田中真一郎君） 今のお尋ねでございまして、本来であれば6人分雇うことになれば用意しておけばいいかと思っておりますけども、今回の歳入の部分ですけども、1月のほうを、もともと3か月分というのが、非常に前年度に比べてかなり固く見込んで、低めにというか、それ以上減らないようにということで低めに見込んでいたところ、1月分はかなりそれよりも、予定よりも実績としては大きかったと。

さっき議員がご指摘されたように、3月までの見込みを見たほうが今後いいのではないかといいところだったんですけども、2月分、3月分も今回の補正予算上はかなり固い確実な見込みをしておりましたので、その1月分の増額は会計年度任用職員のほうに充てたととしても、最終的にその歳入が結果になるとは考えにくいということを判断したところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。関連してですが、私は補正予算のことは、最初、村長が12月4日、自分らに話されたことが、5人募集していたけれども6人来られて、球磨村の人

だったから雇いましたと。そんな簡単なことでいいんですか。5人募集だったのを、5人募集をしてそして足らなかったから、1人また募集をしましたというようなことであれば分かりますけれども、私はそのときにびっくりしました。それなら7人のときに、やっぱり球磨村の人だったら募集外に雇うんですか。そこの村長が言われることが、あまりにも軽すぎると思うんですよ。どんなですか。雇われるのは当たり前で、足りない、シフトがあれということで、料理のほうもとか、レストランのほうも開けるからということはあるんですけども。

我々は最初の応募した、5人を応募したなら5人応募して、足らなかったら1人雇いますというのは分かりますけれども、応募して6人来たから、球磨村の人だったから雇いましたって、そんなものじゃないでしょう。どんなですか。そう言われたんですよ、はっきり。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、板崎議員言われたように、軽く考えてということはもうございませんので、そこだけは固く、強く言いたいと思います。私達も6人面接に来られて、そして面接をした結果、面接官同士でしっかり話をした上で、今後の「かわせみ」の運営について話をした結果、先ほど私が申しましたとおり、いろんなほかの事業等にもできるだけ早く取りかかりたいという思いがあって、その都度、もちろんそのときになって募集すればいいじゃないかという考え方もあろうかと思えますけれども、私達はそのときに、今募集して6人体制で行く中で慣れていただいて、そして次の事業に進んでいくというしっかりしたそういう考えの下で、6人を採用させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 私が言うのは、5人募集したなら5人って決まっているでしょう。それは話し合って6人ともすばらしい人だと、人が悪い、いい悪いじゃなくて、決まったことをそこで生かして、そして1月になって別にまた1人雇いますという広報でも何でも出したらどうですか。そこの時点が私は甘いというんですよ。5人募集してるって決まっているんだったら、それは6人を雇いましたって、球磨村の人だったからっていう。その言葉自体も、私は本当に軽いと思いますよ。それはどんなですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 私の答弁が球磨村の人だったからという中身がありましたので、そのところは誤解を受ける部分もあるかもしれませんが、面接をした結果、人間的にももちろん球磨村の方であった上に、もちろん人間的にももちろんいい人だったということで採用させていただいたところでございますので、そこは付け加えさせていただきます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 私は人がどうとじゃなくて、5人募集したということに対して6人雇った。その5人募集したって、足らなかったからもう1人雇いますというのなら分かるけど、5人募集したなら5人募集しなければいけないでしょう。そこですよ。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 繰り返しになるかもしれませんが、5人を募集して6名が来ていただいたということで、もちろん議員の言われることというのも一理はあるのかなとは思いますが、私達は先ほど申しましたように面接をした上で、今後の「かわせみ」の展望といいますか、そういったところを考えたところで、これは一般的によく言われますけども、投資的な1名追加の採用ということで考えさせていただいたところです。

ですから、採用した後に議会のほうにはしっかりその辺は言って、理解をいただこうということで、採用を私の判断でさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 山村振興対策費、それぞれ思いはあるとは思いますが、5名と計画をしていた。けれども、それぞれの休み等々も踏まえ、6人と。6人を採用する上での後付けでしかないような気がします。なぜか、なぜかというのは村長が過去にトラックセッションと契約をして、本当に村として「かわせみ」がどういう経営をしなければいけないのか、村にとってその施設を最大限、その目標に向かってその社員が一生懸命しなければならない。

しかしながら、いろんな問題点があって、今回トラックセッションが12月末をもって終わった。1月から6名という中でも、恐らく6名の方含め、村の方向性がその人達に伝わらなければ、恐らく経営自体は変わらないと思います。例を例えると、私個人の話をしみますと、障害者就労支援、障害者22名、今雇用しております。支援員11名、年間何の支援もいただかなくて約8,000万円程度売上げを上げます。

なぜならば、利用者に対する給与は県の最低賃金を保証しなければならない、国県から決められたものがあります。純利益でそれを補うためには、障害者であってもそれ相当の生産性を上げなければ収益は上がらない。なぜ「かわせみ」を1つ運営するにあたってそれができないのか。考えると、思いがあるのかないのか、しっかり言いたくないことでもしっかり伝えなければならないのを伝えるのかということだと思います。

私は、この議論に対して5名を6名にという議論ではなくて、恐らく6名にしたから売上げが上がることでもないと思いますし、やはり待つ姿勢ではなくて、しっかり営業を重ねて、この「かわせみ」のPRも含めなければならないんだということをしっかり職員に伝えることだと思います。ただ、ここで5人がいいのか、6人がいいのかという議論ではなくて、言わばそこに

対する成果を求めていかなければ、何も多分変わらないだろうと思います。

なので、村長、ここの「かわせみ」の今どういうふうにしたいのか。ただ直営に変えました、温泉客をして将来的には調理師を入れてレストランも再開したい。ならば、それを実現するために何が必要なのか。宿泊数を増やすためには、障害者でも布団の敷き方のコーディネーター、あるいは弁当を作ったり、我々は食品衛生責任者、仮払機を使うときは仮払機講習を受けて、しっかり免許を取らせてやっているんですよ。なので、やっぱりそういう教育も含め質を高めて、いかに最小限の人員で最大限の効果を表すことを民間はやるんですよ。

なので、直営だからそれが許されるだけであって、やっぱりそこは村長がしっかり道筋を立てていかなければ、恐らく経営は変わらないだろうと思います。どう「かわせみ」をしたいのか、お聞かいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） まず、今回面接をするにあたって、全ての職員の皆さんに、面接を受けた皆さん方に言ったことが、どうぞ皆さん方からしっかりいろんな提案をしてくださいということを行いました。これまでは恐らく私達と話す機会というのはなかったもので、そしてこれまでのトラックセッションの中でも、仕事をする中ではそういう場はなかったということでした。

ですから、皆さんがしたいこと、しなければいけないことというのを、ぜひ村の私達にも伝えていただいで一緒にやってみようということでも伝えたところです。ですから、直営の中で今、今は将来直営なのか、また指定管理委託をするのかというところで、今いろんな話をしているところでもあります。そこは、私も1回こういう経験をしましたので、今度は慎重にいきたいと思っております。ですから、そこにつきましては、繰り返しになりますけれども、今勤めていただいている6人の方々は分かっておられると思います。

ただ、今の段階で温泉だけということで、恐らくそこまでは表に見えるような動き方はしておられないと思いますけれども、皆さんの心の中にはそういう思いというのはあると私は信じております。ですから、ぜひ私達も定期的にはそういう場を作って、皆さんの思いといいますか、そういうのをしっかり聞きながら、「かわせみ」をどうしたらいいのかというのは考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） すみません、経営ですが、宴会とか宿泊はあるかもしれませんが、そういうのはいつ頃からできるんですか。そういう何か出てますか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 申し訳ございませんが、そういうところはまだ全く計画等はございません。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 予算書5ページと16ページでお尋ねをいたします。

全協で今回検討委員会、球磨村の魅力ある学校施設の検討に向けた基本方針を決められた後に、基本構想策定事業ということで、今回、債務負担行為として限度額、600万円を限度額というようなことで、予算については当初予算で組まれるんでしょう。この600万円、限度額が600万円でございますので、この600万円の根拠を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 債務負担行為で上げております学校施設の基本構想策定事業と、600万円の根拠というようなところでございますけども、概算といたしまして人件費を含めた現地調査、また基本構想の策定に400万円と、それと旅費のほうで200万円と、合わせて600万円というところで計上しているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 誰に400万円、人件費、現地でどうのこうの、その内容、現地に行つてとか、する内容というような内容を具体的に教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 現地調査には、業者のほう、現時点ではプロポーザルで業者の選定を考えておりますが、その業者の人員の方が、今の既存の学校施設の場所なり、またほかにも場所とかなんかがあれば、そういったところの場所で、実際、安全とそういったところとかの確認、調査ですね。そういったところの調査をしていただいてというようなところで考えているところです。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それでは今、分離型でやっておられますが、ここにも書いてあります基本的な一体校舎を造るために現地調査をして、こういうところにやっぱり不具合がある、学校の先生方がご苦労されているというような改善策をするというような基本構想でございますね。今の分離型の校舎を将来一体型にするためにはどうしたらいいか、どういうところに改善をしていくというようなことを策定、検討委員会でも検討されるんでしょう。その基本構想ということで理解していいんですね。現地調査つてなったから、現地を調査されているということでございますので。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 今、永椎議員が言われましたそういったところも含めたところでの

現地調査、球磨村という場所もまだどこに何があるのかというのもしられない業者、そういった人だと思しますので、そういったところも含めたところでこちらに来ていただいて、実際の現場を調査していただいて、基本構想の資料とかにできればというようなどころでの現地調査というところで考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 何も知らない人ということで、そういうことのプロポーザル等々も含められるということで、私はこの債務負担行為については、先ほど全協でも言いましたように、これは担保でございます。担保。これから、これがどうせ予算は、600万円の予算はつけなければいけないから、予算書の中に支出の予算はつけなければならないとなっております。この債務負担行為をした以上は、

でも、先ほどの基本構想を策定する事業が、検討委員会の中身が不透明なところもあるし、いろんなところがまだまだ甘いとは思っている。特に、これは12月23日に出してある資料なんです。そのときにPTAかなんかには、既にそういうお話をしておられると思います。

令和6年12月23日の資料ですよ、これ。今日の日付の、今日の新たに作った資料じゃないんですよ。そういうところで、非常になかなか私はこの基本方針等々含め、この基本構想を策定あるいはどういった目的で今さら何をするのかということも、私はここにあるものですから、こういうのを含め、すみませんけどもこの予算について私は反対をさせていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 皆さん方に伺います。今、反対の意見が出ておりますが、どう取り払いをいたしましょうか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 全協のほうでいろいろ議論もあったわけです。ずっとこれまでの議会の、ずっとこの学校建設においての流れの中で、3回、4回アンケートを取って、最終的に議会に提案があって、学校建設の場所という形で、議会もそのとき大きな判断をして、一勝地という判断をしたわけです。

それからずっと流れていく中で、今回の検討委員会の中身を精査すると、もちろん先ほどの全協の中でも渡一勝地を含めた全てをゼロベースにしてというところでした。果たして渡に造ることが反対、賛成、その当時いろんな判断材料があって、財政的なものも含め、出身のことも含め、今の現スクールバス体制、分離型、いろんなことを考えて、あの当時判断をしたわけです。

今回の検討委員会の中で、順番的に、要は分離型から一体化、先生達のいろんな分離型に対する課題を提示されて、いう中でまずやはり議会として一つ判断をしたわけであって、じゃあ校舎を一体化するならば球磨中学校の施設を有効活用するためには空き教室もあるわけで、逆に一勝地小学校が年数的にはまだ建ってそんな古いわけではないので、そこを母体として、そこを一体

化を進める案であったりとか、それが全て不可能なんですよと。不可能だから、また場所に対して議論をお願いしたいというなら分かります。

なぜ、場所も含めたことを、今回まだ1年半ぐらいしかたっていないのに、議論する一つの対象になるのかというのが、私には理解できない。確かに将来的には必要だと思います。再度。これは人口減少であったり、出生率であったりとかいろんなことを考えて、本当に学校問題あるいは市町村合併も含めて、いろんな時期が来るだろうと思うんですが、やはり今の状況でこういう600万円という予算であったりとか、この検討委員会で場所も含めたっていうゼロ、全てゼロってのを振り出しに戻すというのは、非常に議会軽視であったりとかするのではないかというふうに思います。

もちろん、この債務負担行為の額に関しては私も反対と、私は思っております。ほか、議員さんがいらっしゃれば。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。そもそも流れとして村長がある一定期間、数年後に一体型の校舎を造らなければいけない。これはもう100%賛成です。しかしながら、現在、球磨清流学園が1年たちまして、従来からあったデメリット、不便性といいたいまいしょうか、も含め、1年たったところで具体的にこういうふうにしたいというようなところが、具体的に出てきたところについても理解しております。

しかし、やはりそういうことがあったからといって、分離型を一体型にするのに、場所も含めて一気にやっつけてしまおうというのは、やっぱり時期尚早だと私は思います。やはり、現在の校舎を利用して、そして差し当たってのデメリットを解消する方向性を決めるというのであれば賛成いたしますけども、場所を含めた検討というのはまた別の問題だと私は理解しておりますので、慎重審議やっていかなければならないし、やはり村民の方、心配もしておられますし、当然のことながら、球磨村の大きな課題として理解をしておられますので、この検討委員会でその方向性を決めて、ここで決めましたからとか、決まりましたからとかいうようなことではなくて、もっと慎重審議していかなければならないという大きな課題だと思っておりますので、段階を踏まえてやっていくような検討を進めてもらいたいと私は思います。

ですので、やはりこの検討委員会の中で進めるということに関しての事業については、また検討をしていただいて、何らかの方向性が村民、執行部、議会が一体となって理解できる時期が来たならば、また次の場所の問題をとというようなことだと理解しておりますので、今回はちょっとこれ時期尚早ではないかなと、私は理解しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 私も検討委員会のメンバーに入っております。夜遅く、というのは6時頃、課長より電話がありました。こういう検討委員会をつくるからメンバーに入ってくださいということで、特別委員会の委員長をしておりましたということで、どういうことですかといったときに、何もかも白紙に戻してということを言われました。検討委員会の前に私に電話があったわけですね。なぜですかとまで言ったときに、ほかの委員からもちょっと聞きました。学校関係の場所あたりの話合いじゃないですかという話合いも聞いておりますよ。

課長、まだまだこれをする前にいろいろ先ほど言われましたように、分離型で学校関係のいろいろ問題点があれば、それを話し合っているのが先だと思います。私もこれに対してははっきり言って反対いたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。議員の皆さん、控室のほうに移動していただいでよろしいでしょうか。

審議の途中ですが、休憩をいたします。よろしく願いいたします。

午後0時51分休憩

午後2時13分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、日程第9、議案第6号令和6年度球磨村一般会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 予算書10ページ、農業用施設災害復旧費ですけども、遊水地の代替地ということで、今現在田んぼが、立派な田んぼが出来上がっているというか、工事をされておりますけども、この工事自体、いつ終わって、今春ということですけども、耕作者にはいつお渡しするのか教えていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、高永幸夫君。

○産業振興課長（高永 幸夫君） 現在、旧渡JAあの裏地のほうですね、約1.4ヘクタール基盤整備を国によって行っていただいているところがございます。聞くところによりますと、今月下旬または3月上旬には完成するということを聞いておりますので、それ以降の引き渡しになるかなというふうに思っております。

しかしながら、過去においても全協で少しお話をさせていただきましたが、すぐすぐ耕作希望者の方に所有権が変わるわけじゃございません。地権者の方13名、それから耕作希望者の方5名と、当分の間は利用権の設定をさせていただいて、地権者のほうの相続登記が済み次第、所有権の移転を開始するという事になっております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 今回の補正予算は、この水路内のサイフォンの部分に土砂がたまっているということで、令和2年災からずっと水路自体が土砂がたまっているということで、私も一度ちょっと歩いてみたんですけども、かなりやっぱり土砂がたまっているという部分が多いんだと思います。水篠の取水口から山口ぐらいまで水路がありますけども、今回サイフォンの部分は、専門業者をお願いしてこの予算がついているんだと思いますけども、水篠の水路から山口の一番末端までの水路、今度土曜日に話合いがあるということですけども、この辺、相当な人数をかけないとできないんだと思うんですけども、15日の日にどういう話になるのか分かりませんが、ちょっとやそっとじゃない量になるんだと私は思います。業者に頼めないんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 建設課です。ただいまの水路の部分について業者に頼めないかという話だと思えますが、令和2年の災害、災害発生後に調査というか、一応水路のほうも確認はしているところなんですけども、そのときにも水路自体の堆積している箇所というのは複数箇所確認はできておって、全体にわたって堆積が水路の断面の3割以上が堆積していないと、災害復旧では取ることができないという規定がございますので、その中で災害復旧では今回対応できなかったということだと思います。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 災害復旧には該当しないということだろうと思えますけども、今度15日にどういう話になるのか分かりませんが、相当人数をかけないとやっぱ土砂排除というのはできないんじゃないかというふうに思っています。もちろん高永課長も毎床課長も来ていただけるんだろうと思えますけども、役場職員も含めて消防団もということですけども、いろんな方に声をかけていただいてやるのであれば徹底的にやったほうがいいんだと思います。

土砂もたまって水もたまって川が出てくるとか、水路があふれてくるみたいな話もたくさんございますので、その辺はしっかりと、15日にしっかりと話をした上で対処を願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、高永幸夫君。

○産業振興課長（高永 幸夫君） 水路につきましては、今回5人の耕作希望者の方がいらっしゃいますが、到底5人でこれまで堆積した土砂を撤去することができません。

今現在は、区長さん、班長さん達が音頭を取っていただいて、この水路は地元の貴重な財産である、宝であるというところの位置づけをしていただいているようでございます。地域を挙げて、消防団を挙げて、原型復旧をしたいというふうに思いますし、議員おっしゃいますように、現在

も至るところに堆積土砂が発生して、蚊が発生したりとか、病害虫の温床になっているところもございまして、そういったところを地域を挙げて改修をしたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。9ページのくま川鉄道支援事業負担金、球磨村の負担金の増といたしますか、補正が9万5千円と、金額はそれほどでもないと思うのですが、もともとのくま川鉄道に対する支援の関係市町村、つまり球磨郡市の負担金について、全体概要について分ければ説明をよろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

今回の物価高騰による支援金になりますけれども、燃料費等が高騰しているということで、人吉球磨10市町村では総額500万円をくま川鉄道に補助するということになっております。国税調査の人口割、それから単線の換算キロとか、あとは固定資産、税相当分とか、あと標準財政規模、そういったものを案分の係数を用いまして算定した額となっております。総額500万円で、球磨村は案分しまして9万5千円というところになっております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 令和2年7月豪雨災で第三橋梁が被災をして、今回、初期の段階ではこの春に開通という話が、半年遅れて秋にというような状況になっているというふうに聞いておりますけれども、やはりこのくま川鉄道が人吉までつながるということに対して、やはり支援をしていかなければいけないし、球磨村としても利用増進といいますか、観光面も含めて関係してくると思うのですが、今後、これはあくまでも今後の課題でなんでしょうけれども、上下分離方式でやるというような話も出ておるようでございますけれども、今後の球磨村としてのくま川鉄道への支援について、どのようなことが考えられるか分ければ説明をよろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 球磨村としてというか、10市町村で支えていかなければならないというふうに考えております。当然、球磨村におきましても高校生の通学とかいう部分ではくま川鉄道を利用しますので、やはり今後はいくま川鉄道が安定して運営できるように、10市町村の一団体として支援はしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 少子高齢化の中で、球磨清流学園を卒業して高校に行かれる方、それなりの人数がいらっしゃると思うのですが、くま川鉄道が開通することによって、人吉

から先についての利便性は高まりますけども、球磨村としての状況というのは、直接的にはまだ今までのことを継続していく必要があると思います。

その乗り継ぎの問題、それと今度は高校生への支援の問題、課題を一つずつ取り組んでおりますけども、今後、肥薩線が10年後に開通するかどうかは分かりませんが、それまでにやはり取り組んでいく球磨村の姿勢というのもあると思います。その点につきまして、村長、お考えをよろしくお願いたします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 言われますとおり、くま川鉄道がつながっても球磨村からの状況というのは、今までと変わらない状況でございますけども、特に高校生の通学に関しましては、しっかりと対応していきたいということで考えておりますけども、今何せ利用される方がいない、調べてもなかなか利用はしないという意見のほうが多いということでございますので、その辺は今後、新たに中学を卒業して進学される方々もしっかり把握をしながら、村として何をやるべきかというのは判断していきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。議長、「かわせみ」の昨年度で私が一般質問等々しましたときの議題についてといたしますか、トラックセッションとの精算をということでしてございましたけども、その関連の質問をさせてもらってよろしゅうございますか。

○議長（舟戸 治生君） はい、どうぞ。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 12月の時でトラックセッション指定管理が終わりました。1月から直営ということでいろいろ議論があっておりますが、現在、3,000万円のうち2,000万円の支払いをして、1,000万円は税理士等々を入れて、しっかりと精査をした上で、後の残りの指定管理料については支払いをする。それは3月までは報告をされるということになっておりますけども、現在の状況っていいですか、現在の取組状況を、総務課長だったですかね、精算、どっちですか、すみませんが簡単に教えていただければと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 12月議会が終わりまして、トラックセッションとは一応12月末で協定を解除するというような取り交わしを交わしまして、ただし残りの指定管理料の分が精査できなければ、お支払いできませんというところで、その精査をする上では税理士さんのほうに關係書類をお預けして精査してもらおうというところで、12月末から税理士さんのほうに書類を、トラックセッションが持っている帳簿を預かりまして精査をしていただいているところです。

こちらの状況としましても、年度末までにはできるだけ早く精査ができるように、5年度分、

6年度分の決算、精査ができるようにお願いしております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ということは、まだ今税理士さんのほうに書類等々をお預けして、今、精査をしていただいたということでございますね。分かりました。しっかりとやっぱり不透明な部分も本当に明確にしていかないと、私達もやっぱり村民に対して説明をしていかなければいけませんので、ぜひ早めにはではないんですけれども、分かったところは指定時でやっぱりぜひ情報を共有しながら、ぜひ議会にもまた報告3月ということでございますので、しっかりとした報告をしていただきますようお願いしたいと思います。すみません、関連質問でございました。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） すみません、10ページの災害復旧費について関連質問、いいですか。私は12月議会で、建設課長、中園橋の友尻側の段差を言いました。答弁はいいですよと言って、うなずかれました。それから2か月、何の対応もありません。何の対応も。その前に、看板と白線についてはもう10日もしないうちにさせていただきました。段差についてはなぜしないのですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 段差については、以前、田代議員さんからお伺いしておりまして、国県のほうにはお伝えのほうはしておりますが、ただ、すぐすぐの対応がまだできていないというところで、ただ、先ほど言われました看板等については、あれうちのほうですぐできるものだったものですから、即対応させていただいた次第です。また今後とも、また再度国県のほうにはお伝えしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） さしより村対応でレミファルトでいいですよ。分かりますか、レミファルト。さしより村長もあつちは毎日のように通ってこられる職員もたくさんおられると思いますけれども、12月議会で私が聞いたなぜできないのかぐらいは村長、分かっていたと思いますけれども、村長からの答弁を申します。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） すみません、今の件につきましては申し訳ございません。今、課長が言ったように、国県のほうにはしっかり申し出はしているということでございますけれども、対応が遅れたことに関してはおわびをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 物価高騰について、2点質問したいと思います。

まず、3番の省エネ家電買い換え促進事業、総事業費100万円で、費用の一部を1世帯当たり5万円を上限とする。総事業費からすると、単純に20世帯ぐらいですね。これにおける基準、温室効果ガス排出量を削減するための省エネ性能の高い、これはどういう基準の基に該当するか該当しないかっていう、今後、要綱で定めていくんだらうとは思いますが、そういった場合に20世帯を超える可能性も出てきますよね、予算的に。これが1つ、今後どうするのかということと、次の観光需要促進事業400万円です。球磨村における4社に対する1事業当たり100万円を上限に補助するというふうになっております。

確かに、物価高騰の影響を受けているのはここだけではなくて、いろんなところ、それぞれに影響がある中に、非常にこの100万円という高額をする、これのあくまでもこれまで行ってきた事業形態ではなくて、観光需要促進につながるということは、新たな取組という解釈ができるわけです。そうしないと、本当にこの効果があったのかなかったのかも含め、精査は既存の事業形態では確認することができません。この申請の条件はどのようにしていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） まず、省エネ家電の補助金についてですけれども、これにつきましては経済産業省のほうで出しております省エネの性能、統一省エネラベルという三ツ星以上のもの、これにつきましては市販の電気店ですね、そういったところでもどれに該当するかというところは、聞いていただければ分かるようになっているというところなんです。基準としましては、当該年度中に製造から6年を経過する設置済み家電ですね、そういったものが6年以上経過して古くなって買い換えるといったもので、製品についてはエアコン、冷蔵庫、照明器具を対象と考えております。の統一省エネラベル三ツ星以上のもので、補助率が2分の1で、上限の5万円というところで設定をしております。これにつきましては、隣の山江村でも始めておまして、幾らかほかの自治体でも取組をしているということで、本村は脱炭素先行地域というところで、家電の買い換えにも補助を出して促進していきたいというふうに思っております。

それと、予算が一応100万円、今のところではこれを、補助申請が100万円で、今のところ追加のほうはまだ考えていないところです。どれくらい出るか分かりませんので、その様子を見て、また村長とも協議はしたいというふうに思っております。

それから観光事業の回復ですか、こちらにつきましては議員仰せのとおり、観光客の誘致促進ということで、球磨村への観光客を増大させるために、観光事業者が新たにそういう観光誘致の事業を展開することを望んでおります。計画書あたりも出していただいて、球磨村にインバウンドも含めますけれども、多くの観光客を誘致する事業を展開していただきたいというふうに思っております。

おります。ラフティング、それからさんがうら、球泉洞、そういったところを見込んでおりました。補助率が4分の3で上限、1団体大体100万円ぐらいというところで考えておるところです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 4社の中に指定管理委託料を払っている事業体にも出すようになっております。ここにおいては、村の持ち出し分プラス今回の100万円、頑張ってもらえればいいとは思いますが、その成果の評価の仕方ですね、これは予算的に終わってから払うものなのか、補助なので申請が上がった段階でお金を払うのか、そこはどのような基準なんですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 補助金交付要綱も定めたいというふうに思っております。前もって補助金を出すというのはなかなか難しい、計画は出していただきますけれども、概算払いができるというような取扱いは、そのところを明確に定めて、あと実績で実績払い、精算払いですか、そういったところであればというふうにも考えておりますけれども、この中身については、令和5年度もこの事業を一度やっておりますので、それに基づいてこの事業の展開を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。（発言する者あり）計画だけではやっぱり不透明なところがありますので、実績払いのほうでさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ある程度話も出ているようですが、ただいま議題となっております議案第6号令和6年度球磨村一般会計補正予算について、地方自治第115条の3及び会議規則第16条の規定により、修正案を提出いたします。お取り計らいよろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） それでは、職員に修正動議を配付させます。

ただいま9番、高澤康成君から本案に対して修正動議が提出されました。この動議は地方自治第115条の3及び会議規則第16条の規定により成立しました。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） これより修正動議の提案理由の説明を申し上げます。

山村振興対策費における「かわせみ」の運営については、1月より村直営となり、まず人員のシフトが確定していない中で増員することが疑問であります。5名から6名体制になったのであれば、「かわせみ」の運営をどう立て直すのか、今後どのようにしていくのかも不透明です。また、収入の65万9千円が、会計年度任用職員の人件費の数値合わせ的でしかありません。歳出予算が不足してくるのであれば、3月の定例会での補正予算での提案で可能であるので、今回の

補正予算での計上は賛成できません。

次に、債務負担行為の補正について、球磨清流学園が分離型でスタートして1年、分離型のデメリット改善点が具体的に出された中で、一体型への移行を協議するのは必要であろうと思いますが、場所を含めたゼロからのスタートとして、学校施設検討委員会を立ち上げ検討するのは時期尚早です。一体型の校舎をどこにどのように建設するかということは、今後、住民の意見、意向が熟成された地点で検討すべきと考えます。よって、基本構想策定事業及び検討委員会設立については認めがたく削除を求めるものです。

したがって、産村振興対策費の65万9千円を減額し、併せて歳入における農林水産使用料65万9千円を減額するとともに、学校施設整備基本構想策定事業に係る債務負担行為補正を削除する修正動議を提出させていただきました。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） それでは、趣旨説明が終わりましたので、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） それでは、9番、高澤康成議員から提出された議案第6号令和6年度球磨村一般会計補正予算の修正案について採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） 着席ください。全員起立です。したがって、修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。修正議決した部分を除く分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。これで本日の会議を閉じたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

これで令和7年第1回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員